

第3章 国際社会における多層的な安全保障協力

今日の国際社会における安全保障課題は、一国のみで対応することが極めて困難であり、わが国としても、地域あるいはグローバルな安全保障課題に対し、同盟国、友好国その他の関係各国と協力して取り組むことが重要になってきている。

こうした状況を踏まえ、新防衛大綱においては、アジア太平洋地域における協力およびグローバルな国際社会の一員としての協力による「国際社会における多層的な安全保障協力」を、わが国の安全保障の基本方針の柱の一つとして位置づけている。

これを受け、わが国は、①二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化し、日米同盟ともあいまって、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組むとともに、②グローバルな安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄の確保に資するよう、国際社会の一員として、国際平和協力活動などに積極的に取り組むこととしている。

本章では、主に①の「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」に関連する施策を第1節および第2節で説明し、主に②の「グローバルな安全保障環境の改善」に関連する施策を第3節および第4節で説明する。

第1節

アジア太平洋地域における多国間安全保障協力・対話の推進

1 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷

冷戦終結後、軍事力や国防政策の透明性を高めるとともに、防衛当局者間の対話・交流、部隊間の各種共同訓練などを通じて相互の信頼関係を深めることで、無用な軍備増強や不測の事態の発生とその拡大を抑えることが重要との認識が広まった。また、国家間の相互協力・依存関係が一層進展する今日、さまざまな安全保障上の課題に国際社会が協力して取り組むべきとの認識も浸透してきた。

近年、安全保障環境の改善に向けて積極的に取り組む中、防衛交流は質的に深化し、量的に拡大している。具体的には、①信頼醸成に加え、国際社会との協力関係の構築・強化の意義が高まり、②対話や交流の対象国が近隣諸国を越えてグローバルな広がりを見せている。また、③親善目的のみならず実務的な性格を有する交流や、対話のみならず行動をとる交流の重要性が高まり、相手国によっては、防衛交流の内容が、単なる交流から防

衛協力をを行う段階へと発展・深化してきている。さらに、④多国間の安全保障の枠組についても、アジア太平洋地域における安全保障面での取組は、信頼醸成を主眼とした対話の段階から、域内秩序の形成や共通規範の構築といった具体的な協力の段階に移行しつつある。

このような情勢を踏まえ、防衛省としても、限られた資源を効果的・効率的に活用しつつ、今後の国際社会における多層的な安全保障協力を積極的に取り組んでいくこととしている。その際、各国・地域の特性を踏まえ、戦略的に安全保障協力・対話、防衛協力・交流を実施していくことが必要である。

特に、災害救援やテロ対策などの非伝統的安全保障分野において、全体的な協力感・協調感を醸成していくことが重要であり、こうした取組を基礎として、域内秩序の形成や共通規範の構築に向けた実際の・具体的な協力を進めることが必要である。また、わが国周辺の国や地

域においては、わが国との対立感やわが国に対する警戒感をなくし、未来志向の視点で協調的・協力的な雰囲気醸成し、二国間・多国間の場で積極的な協力を進めることが必要である。

新防衛大綱においても、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」が防衛力の役割の一つとして位置づけられたところであり、防衛省・自衛隊としても、安全保障協力・対話、防衛協力・交流、共同訓練・演習を多層的に推進することとしている。

(図表Ⅲ-3-1-1・2・3参照)

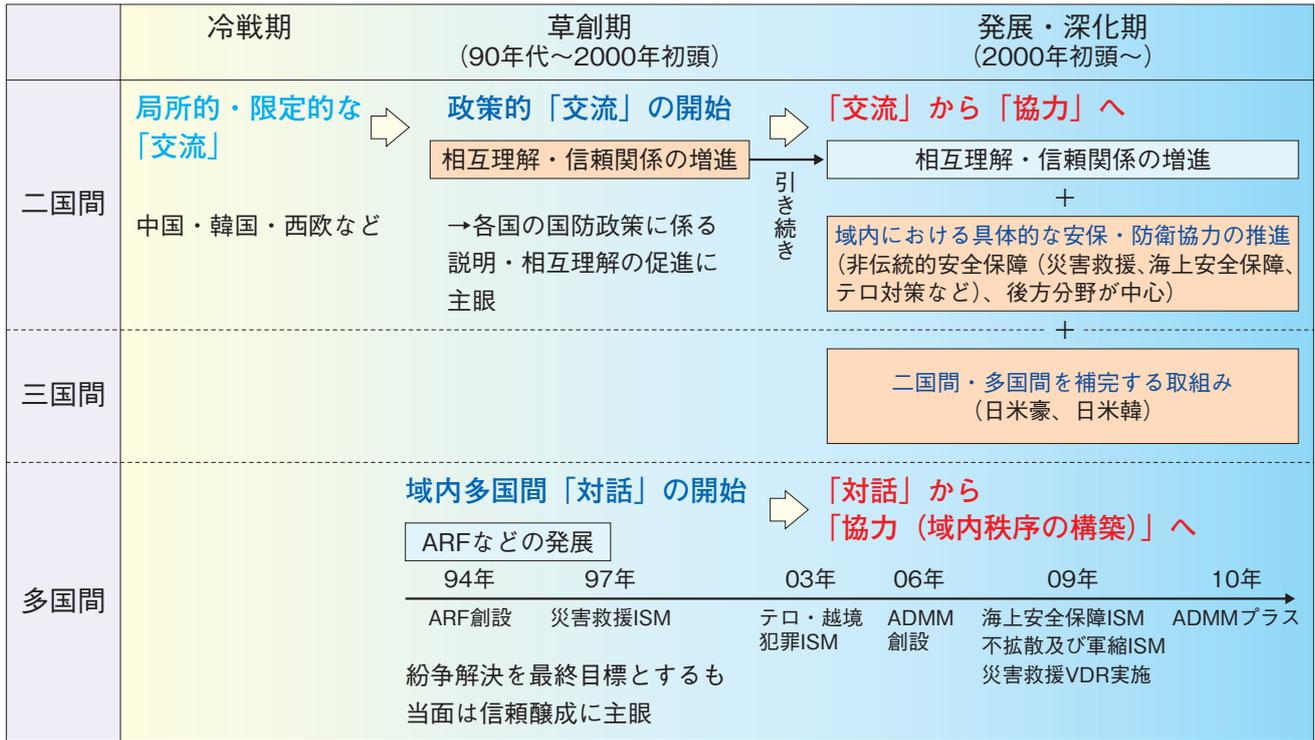
本節では、現在、防衛省・自衛隊が取り組んでいるアジア太平洋地域における安全保障協力・対話への取組などについて説明し、次節では、各国との防衛協力・交流などについて説明する。

参照 資料55 (P512)・58 (P513)

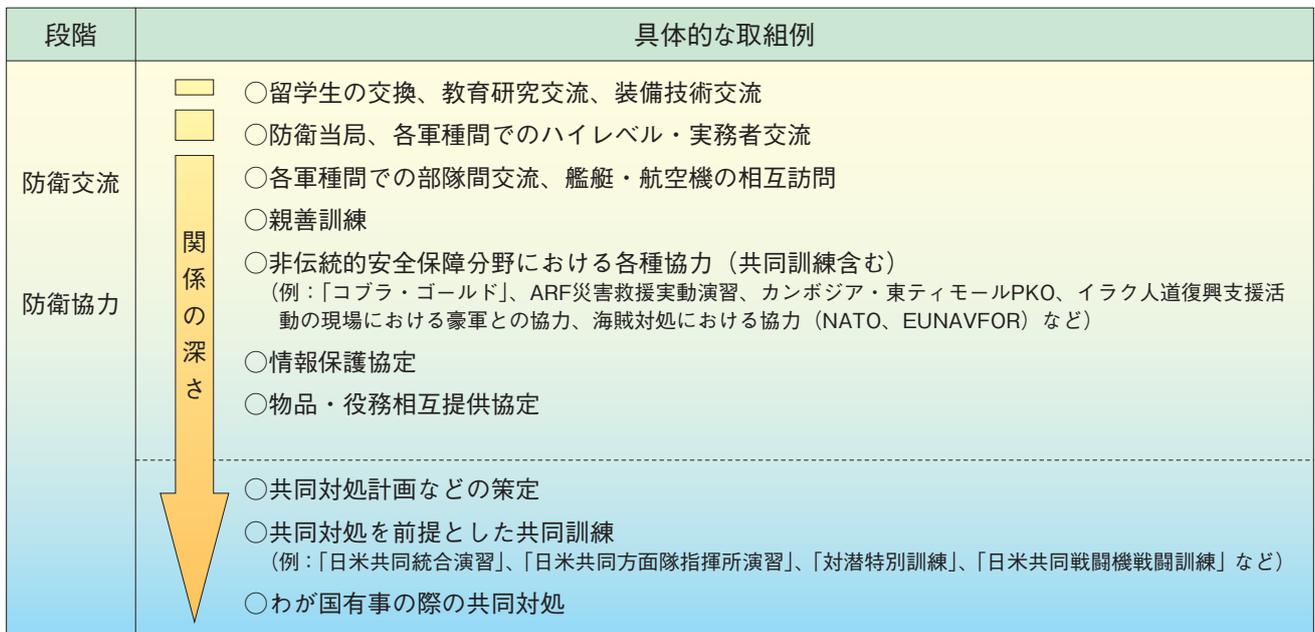
図表Ⅲ-3-1-1 安全保障対話・防衛交流

区分	類型	意義	概要
二 国 間	防衛首脳など ハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るとともに、じ後の交流にはずみをつける。	・防衛大臣と各国国防大臣の対話・相互訪問 ・防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官、統幕長、陸・海・空幕長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の 定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換することで、ハイレベルの対話・交流の基礎とするとともに、当該国との相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進に寄与する。	・局長、審議官クラスの実務者同士による協議 ・統幕、陸・海・空自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・練習艦隊などの艦艇、航空機の相互訪問、捜索・救難などに関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与するとともに、人的ネットワークの構築を図る。	・留学生の受入れ ・海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、防衛交流の維持・深化に寄与する。	防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などとの研究交流
多 国 間	安全保障対話	関係諸国の間で情勢認識・安全保障政策について相互理解を深め、また、多国間にまたがる課題について幅広く意見交換や協議を行う。	・ADMMプラス・ARFにおける対話 ・防衛省主催の多国間対話 ・政府主催の多国間対話 ・民間主催の多国間対話
	共同訓練 セミナーなど	共同訓練、セミナーなどを通じて技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・災害救援、掃海、潜水艦救難などに関する共同訓練、セミナーなどの実施

図表Ⅲ-3-1-2 対話、交流から協力へ



図表Ⅲ-3-1-3 防衛協力・交流のイメージ



2 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の下での取組

ASEAN諸国においては、地域における安全保障協力枠組として、94（平成8）年よりASEAN地域フォーラム（ARF）が存在していたが、06（同18）年5月からASEAN Regional Forum ASEAN域内における防衛当局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議（ADMM）が開催されている。これに加え、10（同22）年5月の第4回ADMMにおいて、わが国を含めたASEAN域外国8か国¹を新たなメンバー（プラス国）とする拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の創設が決定され、同年10月12日、ASEANの議長国でもあるベトナムを議長国とし、第1回ADMMプラスが、ハノイで開催された。

これまで、ASEAN域外国も含めた形でのアジア太平洋地域の国防相が出席する政府主催の会議はなかったことから、ADMMプラスの創設は、地域の安全保障・防衛協力の発展・深化の促進という観点から、極めて意義の大きいことである。また、ADMMプラスは、地域における共通の安全保障上のさまざまな課題を幅広く取り上げる枠組であり、防衛省・自衛隊としても、ADMMプラスを地域における防衛協力の大きな柱として発展させるべく、ADMMプラスにおける取組を積極的に支援していくこととしている。

第1回ADMMプラスにおいては、①人道支援・災害救援、②海上安全保障、③テロリズムへの対応、④防衛医学、⑤平和維持活動の5分野をはじめとする相互に有益で実行可能な協力の分野について議論を行った。また、参加国は、地域の安定に影響を与える南シナ海についても議論を行い、南シナ海に関する行動宣言（DOC）²のthe Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea 完全な実施、国連海洋法条約などの国際法や平和的手段による紛争の解決を強調した。

会議後、ADMMプラスの設立を歓迎し、今後の地域における安全保障協力の強化をうたったハノイ共同宣言

が署名された。主なポイントは次のとおり。

- 1) ADMMプラスは、防衛・安全保障の課題に対するもっともハイレベルの閣僚級の協議と協力のメカニズムである。
- 2) 能力構築支援など具体的で実践的な協力を通じ、地域の防衛・安全保障協力を強化する。
- 3) ADMMプラスでの決定を実行に移すため、高級事務レベル会合（ADSOMプラス）を設置する。
- 4) 上記①から⑤の5分野の専門家会合（EWG）を設置する。

ASEANは、ハノイ共同宣言において、ADMMプラスは、ASEAN政治安全保障共同体の一部をなす「ADMMにとって不可欠な要素である」と位置付けており、ADMMプラスを単なる懇談の場とせず、より具体的・実践的な協力枠組であると位置づけている。このため、ADMMプラスでは、意思決定過程として、①3年に1度の閣僚級会合であるADMMプラス、②毎年開催される事務レベルのADSOMプラス、③ADSOMプラスWG、④ASEANとプラス国が共同議長を務める上記5分野における専門家会合（EWG）、を創設することが決定された。

こうした決定を受け、同年12月、ベトナムのダラットにおいてADSOMプラスWGが開催され、ASEANとプラス国が各EWGの共同議長国に立候補³し、11（同23）年4月のADSOMプラスにおいて各EWGの共同議長が正式に承認された。わが国も①ADMMプラスのもとでの取組に積極的に協力していくことが必要であること、②防衛医学の分野は今まで政策レベルでの議論があまり行われておらず新規開拓の余地が大きいこと、③防衛省・自衛隊が国際緊急援助活動や国連平和維持活動などで有する豊富な経験を活かすことが可能であ

1 わが国のほか、米国、豪州、韓国、インド、NZ、中国およびロシア。

2 02（平成14）年にASEANと中国間で調印され、南シナ海における紛争などの平和的に解決するための根源的な原則について明記した宣言。

3 各専門家会合（EWG）の共同議長国には、人道支援・災害救援EWGではベトナムと中国が、海上安全保障EWGではマレーシアと豪州が、カウンターテロリズムEWGではインドネシアと米国が、防衛医学EWGではシンガポールとわが国が、平和維持活動EWGではフィリピンとニュージーランドがそれぞれ就任。

る分野であることから、シンガポールとともに防衛医学EWGの共同議長を務めることとした。今後、同分野におけるワークショップの開催、能力構築支援、経験・専門知識の共有などを通じ、地域における防衛医学の分野

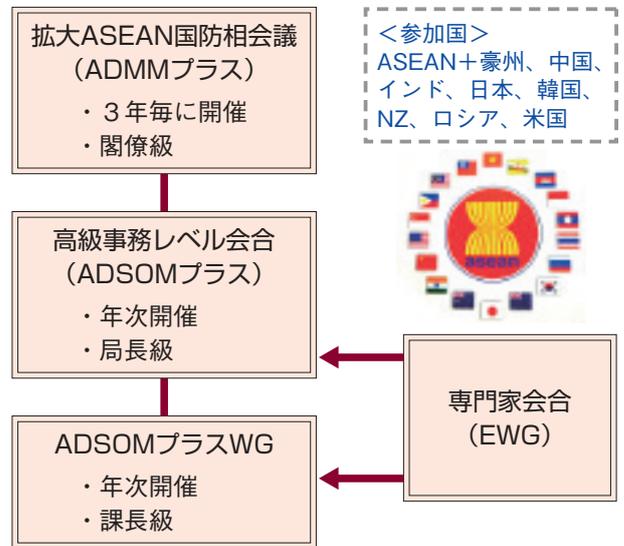
での実践的な協力を積極的に推進していくこととしている。

(図表Ⅲ-3-1-4参照)



ハノイ共同宣言への署名の様子

図表Ⅲ-3-1-4
拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)
の組織図



COLUMN

地域の安全保障協力におけるADMMプラスの重要性および日本の役割

ベトナム国防省国際関係研究所長 陸軍上級大佐 ヴー・ティエン・チョン

2010年10月12日、第1回拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）がベトナムのハノイで開催され、ASEAN10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）およびASEANの対話パートナー8カ国（オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、NZ、ロシア、米国）の国防大臣および国防省の代表が参加しました。

この会議は、ASEANを中心とした正式な多国間防衛協議・協力メカニズムの発足を記念するものです。ADMMプラスは、戦略協議・信頼醸成、実践的協力に向けた枠組を構築する場となることが期待されています。

第1回ADMMプラスでは、国防大臣間の対話の維持のほか、災害救援・人道支援、海上安全保障、防衛医学、テロ対策、PKOの5分野で実践的協力を促進することが合意されました。

ADMMプラスにおいては地域の平和と安定のため、防衛・安全保障問題に関する戦略対話や安全保障課題への対処における取組みを活用しつつ、参加国間の緊張緩和、透明性の向上、相互理解・協力の促進がなされます。実践的協力の遂行能力を備えた、開かれた包

括的メカニズムとして、ADMMプラスはアジア太平洋地域の安全保障枠組の重要な構成要素になっていくでしょう。

日本は、経済力、防衛力、科学技術のハイレベルな進歩、そしてとりわけ、自然災害、災害救援・人道支援対応における貴重な経験を有する、アジアや世界の経済先進国であり、ADMMプラスにおいても非常に重要な役割を果たしています。日本は、経験・専門知識の共有、資源の提供、他の参加国への能力構築支援を通じて、ADMMプラスの5つの協力分野において、大きな貢献ができるでしょう。日本の積極的な参加、貢献は、地域の平和、安定、安全、発展に向け、ADMMプラスにおける効果的な協力の促進に寄与するでしょう。



3 ASEAN地域フォーラム

ASEAN地域フォーラム (ARF) は、93 (平成5) 年のASEAN外相会議と同拡大外相会議において、17か国と欧州共同体 (EC) (当時) によりアジア太平洋地域の政治・安全保障対話を行う場として創設が合意された。¹ 94 (同6) 年の第1回閣僚会合以来、徐々にその参加国を拡大しつつ、毎年閣僚会合が開催されており、現在では、26か国と1機関¹が参加している。

ARFは、現状ではNATO、欧州安全保障協力機構 (OSCE) などの欧州においてみられるような安全保障機構ではないが、外務当局と防衛当局の双方の代表が出席する安全保障に関する各種政府間会合が開催されているという点で意義がある。

防衛省としては、ARFがアジア太平洋諸国の共同体意識を醸成し、地域の安全保障環境を安定化させる枠組となるためには、防衛当局間の信頼関係の増進が重要であると考えている。このため、ARFに継続的に参加し、わが国の政策や取組の積極的な紹介などを通じた防衛政策の透明性の向上、防衛当局間の率直な意見交換などを通じた相互理解を図るための努力を続けている。

一方、近年では、こうした取組にとどまらず、人道支援・災害救援活動、海上安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野においても、地域における共通の課題として活発に意見交換が行われるようになってきている。毎年、外相級の閣僚会合のほか、高級事務レベル会合 (SOM) や信頼醸成措置および予防外交に関する会期間支援グループ (ISG on CBM/PD)、ARF Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacy、安全保障政策会議 (ASPC) などが開催されている。また、02 (同14) 年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合 (DOD) などのほか、会期間会合 (ISM) が開催され、活発な議論が行われている。さらに、海上安全保障分野においては、09 (同21) 年3月以来、海上安全保障に関する会期間会合 (ISM-MS) が開

催されており、わが国は11 (同23) 年2月、インドネシア、ニュージーランドとともに第3回会期間会合を東京で共催した。このような場を通じて、さまざまな具体的協力やルールの策定などが模索されている。

こうした非伝統的安全保障分野においては、現在、より実質的な協力が模索され始めている。たとえば、人道支援・災害救援分野では、国際的な協力にあたって考慮すべき「一般ガイドライン」の作成に続き、より詳細な協力の手続を定めた「戦略指針」の作成が進められている。

また、09 (同21) 年5月には、ARFの枠組としては初めての実動演習であるARF災害救援実動演習 (ARF-VDR) がフィリピンにおいて、フィリピンと米国との共催で開催された。わが国は、陸自の医療・防疫・給水部隊、海自救難飛行艇 (US-2) 1機および空自輸送機 (C-130H) 2機の合計約100名を派遣し、開催国のフィリピンに次ぐ規模の要員が参加した。

さらに、11 (同23) 年3月には、第2回ARF災害救援実動演習 (ARF-DiREx2011) がインドネシアにおいて、わが国とインドネシアとの共催で行われた。防衛省・自衛隊は、陸・海・空自衛隊から約320名、輸送機など (C-130、KC-767) 2機、ヘリ (UH-1、UH-60J) 各2機、輸送艦 (LST) 1隻、LCAC 2隻を派遣する予定であったが、3月11日に発生した東日本大震災を受け、訓練参加予定部隊の派遣を国内の災害対応のために中止した。他方、国際社会に対し、共催国として責任をきちんと果たすというわが国政府の決意を示すため、これまで演習準備にインドネシア政府とともに携わってきた防衛省・自衛隊 (約10名)、外務省および国際協力機構 (JICA) の要員が現地に留まり共催国の立場から演習に参加した。こうしたわが国の姿勢は、インドネシア政府側に高く評価されるとともに、国際社会に対して地震・津波災害における国際協力の重要性について強く訴える

¹ ASEAN10か国 (ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア (95 (平成7) 年から)、ミャンマー (96 (同8) 年から)、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド (96 (同8) 年から)、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル (98 (同10) 年から)、北朝鮮 (00 (同12) 年から)、バキスタン (04 (同16) 年から)、東ティモール (05 (同17) 年から)、バングラデシュ (06 (同18) 年から)、スリランカ (07 (同19) 年から) の26か国および欧州連合 (EU: European Union)。

機会となった。

ARF 災害救援実動演習は、ARF が意見交換の場から実動演習の段階にも踏み出したという点できわめて大きな意義を有するものであり、地域の実地的・具体的な安全保障協力の推進に大きな役割を果たしている。

このように、各種分野において、域内各国が具体的な協力・連携要領を議論し、一定のルールなどを策定した上で訓練・演習を行い、地域の各種協力・連携要領にフィードバックさせていくというプロセスを繰り返すことにより、地域内における災害などへの対処能力が向上するのみならず、参加各国の相互理解・信頼醸成も促進されることから、わが国としてもこうした取組をさらに進めていくことが重要である。



ARF-DiREx2011 での共同調整所勤務

4 パシフィック・パートナーシップへの参加

07 (平成19) 年より行われているパシフィック・パートナーシップ (PP) は、米海軍を主体とする艦艇が地域内の各国を訪問して、医療活動、文化交流などを行い、その際に各国政府、軍、国際機関、NGO との協力を通じ、参加国の連携強化や災害救援活動の円滑化などを図る活動である。わが国は、07 (同19) 年から、海自の医官など数名を派遣して調査研究を実施してきた。

09 (同21) 年11月、鳩山内閣総理大臣 (当時) が PP2010 への参加について表明したことを受け、10 (同22) 年5月から7月までの約2ヶ月間行われた PP2010 には、初めて自衛隊の部隊を派遣し、海自の輸送艦「くにさき」(乗務員約160名) と陸・海・空自の医療チーム (約40名) が参加した。この際、NGO などの民間団体 (4団体22名)¹とも協力し、ベトナムでは約2週間で約1,700人、カンボジアでは約2週間で約2,700人の内科および歯科診療を行うとともに、現地の学校において、

スポーツ交歓や日本文化の紹介など、さまざまな文化交流を行った。また、活動期間を通じての人員・物資の輸送については日米の艦船が共同で行い、日米相互連携の強化を図ることができた。

また、11 (同23) 年の PP2011 においては、東日本大震災への対応を踏まえ、参加規模を縮小し、医官および歯科医官数名を派遣し、6月から7月の間、東ティモールおよびミクロネシアにおいて活動を行った。PP への参加は、関係国間の相互理解と協力関係を増進し、国際的な安全保障環境を改善するとともに、日米安保体制の強化にもつながることから、わが国の平和と安全を確保していくために重要な意義がある。また、国際緊急援助活動や国際平和協力業務での医療や輸送 (PP2011 では実施せず) に関する自衛隊の練度・技量の向上を図るとともに、民間団体との調整・連携のためのノウハウを得る上でも有意義な機会が確保できるものと考えている。

¹ HuMA、Operacion-uni、ピースウィンズ・ジャパン、シビックフォースの4団体

5 能力構築支援

近年、人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学などの非伝統的安全保障分野における防衛当局の役割や協力が拡大・深化しており、特に、国際社会が協力し、こうした分野における関係国の能力を向上させること、すなわち能力構築支援の重要性が認識されている。こうした状況を踏まえ、新防衛大綱においては、自衛隊が有する能力を活用し、具体的・実地的な協力を推進するとともに、域内協力枠組の構築・強化や域内諸国の能力構築支援に取り組むことが明記されている。

特に、東南アジア諸国からは、国際会議や二国間会談などの様々な機会を捉え、非伝統的安全保障分野における自国の対処能力向上への支援要請が寄せられており、防衛省・自衛隊としても、自らの有する知見・経験など

を用いることで、関係国の能力向上や人材育成に積極的に取り組む必要があると考えている。

このため、11（平成23）年に、能力構築支援に取り組む態勢を整えるため、防衛省に能力構築支援室を新設するとともに、防衛省・自衛隊として能力構築支援事業を効率的・効果的に実施していく資とするため、東南アジア諸国において現地調査や具体的なニーズの把握・分析などを行う予定である。

（図表Ⅲ-3-1-5 参照）

図表Ⅲ-3-1-5 能力構築支援とは

目的	近年の国際情勢の変化にともない、災害救援・人道支援、海賊対処などの非伝統的安全保障分野における課題に国際社会が一致して取り組むことが不可欠となっている。こうした分野における開発途上国の対処能力を向上させるための支援を行い、アジア太平洋地域およびグローバルな安全保障環境の安定化を図る。
分野	非伝統的安全保障分野 （災害救援・人道支援、海賊対処、地雷・不発弾処理など）
内容	東南アジアなどの開発途上国などの軍または軍人の対処能力向上を支援
具体例	専門家の派遣、研修員の受入れなど

従来の政策

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動の一環として、①国連PKO、②国際緊急援助活動、③ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動などを行ってきた。こうした活動は、紛争や大規模災害など実際に生じた安全保障上の問題への「事後的」な対応。

↔

能力構築支援

「平素」から継続的に非伝統的安全保障分野における人材育成や技術支援などを通じて途上国自身の対処能力を向上させるという取組を行うことにより、地域内における安定を積極的・能動的に創出し、国際的な安全保障環境を改善するという、新たな発想に基づく取組。

- 各国からの支援要請に応える形で能力構築支援を実施することにより、二国間関係の強化が図られる。
- 開発途上国の安全保障分野における能力を向上させることにより、国際的な安全保障環境の改善につながる。
- 地域の平和と安定に積極的・主体的に貢献するわが国の姿勢が、国民や支援対象国に正確に認識されることにより、防衛省・自衛隊および日本全体への信頼が向上し、ひいては国際社会におけるわが国の発言力の向上につながる。
- 「事後的」な対応に比べ、事態の生起を未然に防ぐことができ、あるいは実際に事態が発生した場合の被害を減少させることができれば、対処に要するコストも大幅に軽減される。



6 防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話

1 東京ディフェンス・フォーラム

アジア太平洋地域の安全保障を考える上でのわが国独自の取組として、防衛省は、96(平成8)年から地域諸国の防衛政策担当幹部(国防省局長、将官クラス)を対象とする「アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)」を毎年開催し、各国の防衛政策や防衛分野での信頼醸成措置への取組について意見交換を行っている。

10(同22)年9月の第15回フォーラムには、EUのほか、19か国と赤十字国際委員会(ICRC)などの参加を得て、「地域の安全保障協力における主要国の役割」と「ARFにおける防衛当局の役割」について意見交換を行った。特に、ARFでは災害救援実動演習の実施など具体的な協力が進展しつつあり、また、ARFにおける協力促進の具体的なプランであるハノイ行動計画においても



東京ディフェンス・フォーラム本会合における大臣挨拶

防衛当局のARFプロセスへの積極的関与がうたわれていることから、ARFにおける活動および各国の取組に資するようなテーマが設定され、積極的な意見交換が行われた。

2 日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合

経済分野に比べて安全保障分野における日・ASEAN諸国間の連携が遅れているとの問題意識のもと、日・ASEAN間の次官級の人脈の構築を通じて二国間・多国間の関係強化を図る目的で、09(同21)年3月より毎年、防衛省主催で日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合が開催されている。加えて、本会合の翌日には国内外から有識者・防衛当局者を招き、地域が抱える安全保障上の課題やこうした課題に対する防衛当局の役割について議論を行う、一般公開の「共通安全保障課題に関する東京セミナー」も毎年開催している。

10(同22)年3月には第2回会合が開催され、第1回会合に引き続きASEAN諸国およびASEAN事務局から次官クラスの参加を得て、①非伝統的安全保障問題、②アジア太平洋地域における安全保障協力枠組・協力について意見交換を行った。また、翌日の「共通安全保障課題に関する東京セミナー」においては、①気候変動と防衛当局の役割、②アジア太平洋地域における安全保障協力枠組・協力について議論を行った。なお、11(同23)年に予定していた第3回会合は、東日本大震災のため、延期となった。

参照 資料56(P513)

7 その他の取組

1 民間機関主催の国際会議

また、安全保障分野においては、政府間の国際会議だけでなく政府関係者・学者・ジャーナリストなどが参加する民間機関主催の国際会議も開催されている。こうした会議は、政府間の政策発信・信頼醸成に資するだけでなく、中長期的な安全保障上の課題を共有し意見交換する場として重要であり、防衛省としても高く評価している。

こうした国際会議の主なものとしては、IISS (英国国際戦略研究所) The International Institute for Strategic Studies が主催する、IISS アジア安全保障会議 (シャングリラ会合) および IISS 地域安全保障サミット (マナーマ対話) がある。

IISS アジア安全保障会議 (シャングリラ会合) は、地域安全保障枠組の設立を目的として設置され、毎年シンガポールにおいて、アジア太平洋地域の国防大臣などが多数参加する国際会議であり、地域の課題や防衛協力などが話し合われている。11 (平成23) 年6月の第10回会議においては、わが国からは北澤防衛大臣が前回に引き続いて参加し、「アジアにおける新たな防衛政策と能力」と題するスピーチを行った。本スピーチにおいて、北澤防衛大臣より、①南西諸島などに、物資や機材の集積等のアジア太平洋地域における大規模災害時の救援拠点の設置の検討、②関係機関と協力しての、原発事故への

無人機・ロボットの積極的な活用の検討や原発事故のような不測の事態における防衛当局間の協力体制を話し合う場の設置、③原発事故の知見や経験を国際社会と共有するための、自衛隊の医官のIAEA派遣、の3つの提言を行った。また、本会議に際し、北澤防衛大臣は、ロシア、豪州、韓国、中国、シンガポールおよびベトナムの国防相などと個別に二国間会談を行った。第10回という節目でもあり、中国から初めて国防部長 (梁光烈) りょうこうれつ が参加するなど、例年以上にハイレベルの参加者があった。

IISS 地域安全保障サミット (マナーマ対話) は、中東諸国の外務・防衛当局など関係者を中心に安全保障に関して意見交換を行う国際会議であり、毎年、バーレーンのマナーマで開催されている。10 (同22) 年12月の第7回会議には広田防衛大臣政務官が参加した。この会議に際し、広田防衛大臣政務官は、英国のアスター国防政務官、ドイツのシュミット国防政務官、バーレーンのムハンマド国防担当国務相および米国のフォックス第5艦隊司令官と個別に意見交換を行った。

2 アジア太平洋諸国参謀総長等 (CHOD) 会議 Chief of Defense

CHODとは、主にアジア太平洋諸国の参謀総長などが一堂に会し、地域の安全保障に関するテーマについて自由に意見交換を行うとともに、あわせて実施される二国間会談などを通じて、域内各国の相互信頼醸成および



シャングリラ会合においてスピーチする北澤防衛大臣



広田防衛大臣政務官と
バーレーン王国ムハンマド国防担当国務相

安全保障上の関係強化を図ることを目的として開催されている。

本会議は、98（同10）年の第1回会議以降毎年開催され、わが国は第1回から継続的に参加している。04（同16）年には、わが国は米太平洋軍と第7回会議を共催した。10（同22）年は、第13回会議が韓国軍合同参謀本部および米太平洋軍の共催によりソウルで開催され、折木統合幕僚長が参加した。

3 アジア太平洋地域後方補給セミナー（PASOLS）

Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar

PASOLSは、アジア太平洋およびインド洋地域の国々から後方補給に携わる上級幹部が参加して意見交換を行う場である。セミナーは、米国と会員国の持ち回り共催により実施され、07（同19）年には、わが国でも第36回本会議が開催された。10（同22）年には、第39回本会議がモルジブで開催され、25か国の代表者により人道支援・災害救援活動をテーマとして意見交換が行われた。

4 アジア太平洋地域情報部長等会議（APICC）

Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference

APICCとは、米太平洋軍司令部と参加国の持ち回り

共催による、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議であり、地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11（同23）年2月には、情報本部が初めて共催し、アジア太平洋地域などの28か国が参加して、「テロ対策」、「海上安全保障」、「人道支援・災害救援」などについて議論を行った。

参照 資料57（P515）



米太平洋軍トレイン准将と握手する中田情報本部情報官

8 多国間共同訓練

1 アジア太平洋地域での多国間共同訓練の意義

アジア太平洋地域では、00（平成12）年より、従来から実施していた戦闘を想定した訓練に加え、人道支援・災害救援（HA/DR）、非戦闘員退避活動（NEO）などの非伝統的安全保障分野を取り入れた多国間での訓練への取組を始めるようになった。

このような多国間の共同訓練に参加し、また主催することは、自衛隊の各種技量の向上はもとより、関係国間の各種調整や意見交換を通じ、協力の基盤を作る上で重要であると考えており、防衛省・自衛隊としても、引き続き、こうした訓練に積極的に取り組んでいるところである。

（図表Ⅲ-3-1-6・7参照）

2 多国間共同訓練への取組

（1）多国間共同訓練の参加・主催

02（同14）年4月、第2回西太平洋潜水艦救難訓練をわが国として初めて海自が主催し、同年10月にも、海自が多国間捜索・救難訓練を主催した。先に述べたように、11（同23）年3月には、ARFの枠組で2回目となる災害救援実動演習（ARF-DiREx2011）をわが国とインドネシアが共同で開催し、防衛省・自衛隊からも演習準備に携わってきた要員約10名が参加した。

また、自衛隊は、05（同17）年以降、毎年行われている、米・タイ共同主催の多国間共同訓練である「コブラ・ゴールド」演習に参加している。11（同23）年2月に行なわれた「コブラ・ゴールド11」では、指揮所演習、人

図表Ⅲ-3-1-6

多国間共同訓練の参加など(10(平成22)年以降)

※下線部は主催国

年月	訓練名	場所	参加国	自衛隊参加部隊など
10年2月	コブラ・ゴールド10	タイ	インドネシア、日本、韓国、シンガポール、 <u>タイ</u> 、 <u>米</u> 国など	統幕、陸幕、海幕、中央即応集団、内局など 約100名
10年5月～7月	パシフィック・パートナーシップ2010	ベトナムおよびカンボジア	オーストラリア、カナダ、フランス、ニュージーランド、ポルトガル、シンガポール、英国、 <u>米</u> 国など	艦艇 1隻 人員 約40名
10年6月	日豪新共同訓練	カナダ西岸海域	日本、オーストラリア、 <u>ニュージーランド</u>	艦艇 1隻
10年6月	日米豪加仏共同訓練	カナダからハワイに至る海域	日本、 <u>米</u> 国、オーストラリア、 <u>カナダ</u> 、フランス	艦艇 2隻
10年6月	日米豪共同訓練	沖縄周辺海域	日本、 <u>米</u> 国、オーストラリア	艦艇 7隻 航空機 数機
10年6月～8月	RIMPAC 2010	ハワイ周辺海域	<u>米</u> 国、オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、フランス、シンガポール、 <u>タイ</u> 、日本、インドネシア、韓国、マレーシア、オランダ、ペルー	艦艇 3隻 航空機 3機
10年8月～9月	カカドゥ10	オーストラリア	オーストラリア、日本、 <u>ニュージーランド</u> 、シンガポール、 <u>タイ</u>	艦艇 1隻 航空機 2機
10年8月	第5回西太平洋潜水艦救難訓練	シンガポール周辺海域	シンガポール、 <u>米</u> 国、日本、オーストラリア、韓国	艦艇 1隻
10年9月	拡散に対する安全保障構想 (PSI) 航空阻止訓練 (Pacific Protector 10)	オーストラリア	カンボジア、モンゴル、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、 <u>オーストラリア</u> 、 <u>ニュージーランド</u> 、 <u>パプア・ニューギニア</u> 、 <u>サモア</u> 、 <u>バヌアツ</u> 、 <u>アルゼンチン</u> 、 <u>カナダ</u> 、 <u>米</u> 国、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>ロシア</u> など	内局、統幕、空幕、航空総隊など 約10名

年月	訓練名	場所	参加国	自衛隊参加部隊など
10年10月	拡散に対する安全保障構想 (PSI) 海上阻止訓練 (Eastern Endeavor 10)	釜山周辺海域など	<u>米</u> 国、韓国、日本、オーストラリア、フランス、カナダ、ニュージーランド、トルコ、チリ、アルゼンチンなど	艦艇 2隻
11年2月	コブラ・ゴールド11	タイ	インドネシア、日本、韓国、シンガポール、 <u>タイ</u> 、 <u>米</u> 国、マレーシアなど	統幕、陸幕、中央即応集団、内局など 約60名
11年3月	アマン11	パキスタン	パキスタン、中国、フランス、英国、 <u>米</u> 国、日本、オーストラリアなど	航空機 2機
11年3月	第2回 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 災害救援実動演習	インドネシア	インドネシア、 <u>日</u> 本、 <u>インド</u> 、オーストラリア、シンガポール、中国、 <u>米</u> 国など	統幕、陸幕、海幕、空幕、内局 約10名

第3章

国際社会における多層的な安全保障協力

図表Ⅲ-3-1-7

多国間共同訓練へのオブザーバーの招へいなど(10(平成22)年以降)

年月	訓練	概要
10年8月	第9回アジア太平洋地域多国間協力プログラム (MCAP2010) Multinational Program in the Asia Pacific	陸自主催により、アジア太平洋地域の23カ国の軍人および15機関の文民組織から実務者を招へいし、「国際的な人道支援・災害救援における即応性向上のための多国間(軍事間・軍民間)の連携・協力について」をテーマに意見交換が行われた。



コブラ・ゴールド11における
人道・民生支援活動（医療）の様子

道・民生支援活動の医療部門、在外邦人等輸送訓練に参加した。

さらに、10（同22）年8月、海自はオーストラリア主催の多国間海上共同訓練「カカドゥ10」に参加し、同月にシンガポールで開催された第5回西太平洋潜水艦救難訓練に参加するとともに、10（同22）年6月には、海自、米海軍および豪空軍との間で、3度目となる日米豪3か国による訓練に、11（同23）年3月にはパキスタン主催多国間海上共同訓練（AMAN 11）に参加し、参加各国海軍との相互理解の増進を図った。

このように、多数の多国間共同訓練に積極的に参加している。

（2）多国間共同訓練へのオブザーバーの招へいなど

01（同13）年9月、わが国で行った第4回日露捜索・救難共同訓練に、アジア太平洋地域の8か国からオブザーバーの参加を得て以来、諸外国からのオブザーバーの招へいにも取り組んでいる。

また、陸自は、02（同14）年以降、多国間協力の一環として、毎年アジア太平洋地域多国間協力プログラム（MCAP）Multinational Cooperation program in the Asia Pacificを主催し、アジア太平洋地域を中心とした関係各国の実務者を招へいしている。10（同22）年8月には、アジア太平洋地域の23ヶ国および15の国連機関などの組織から参加を得て、国際的なHA/DRにおける即応性向上のための多国間の連携・協力について議論して、



カカドゥ10の様子

相互理解および信頼醸成を図った。

さらに、10（同22）年3月に発生した韓国海軍の哨戒艦「天安」沈没事件を契機として、同年7月、米韓両国は日本海海上において対潜水艦訓練などを含む合同演習「インビンシブル・スピリット」Invincible Spiritを行ったが、この際、米韓両海軍からの招へいを受けて海上自衛官4名をオブザーバーとして派遣した。これに引き続き同年12月に実施された日米共同統合演習「キーン・ソード」では、米韓両海軍からの招へいを受けて海上自衛官4名をオブザーバーとして派遣した。これに引き続き同年12月に実施された日米共同統合演習「キーン・ソード」では、米韓両海軍からの招へいを受けて海上自衛官4名をオブザーバーとして派遣した。これに引き続き同年12月に実施された日米共同統合演習「キーン・ソード」では、米韓両海軍からの招へいを受けて海上自衛官4名をオブザーバーとして派遣した。

また、11（同23）年1月、空自および米空軍との間で行われた日米共同訓練「コープ・ノース・グナム」においては、豪州からオブザーバーが初めて派遣された。

参照 2節2、3及び4（P338、341、345）



コープ・ノース・グナム